

# 伊東市6次産業化推進事業費 補助金について

## 6次産業化とは？



1次×2次×3次＝6次化

1次産業を担う農業者が加工（2次産業）、販売（3次産業）に組み、農産物の新たな付加価値を高めるものです。

## 補助金の概要



自らが市内で生産した農作物を加工した商品開発や販売などの6次産業化の取り組みを支援します。

## 補助対象者



以下の条件に全て該当する方

- ・市内の農地を所有又は利用権を有していること
- ・年間の農業従事日数が150日以上
- ・自らが生産した農作物等を販売している方



## 補助金の内容・金額



- ①加工機械の導入、商品開発、販路開拓又は販売に要する経費  
補助対象経費の2分の1以内(千円未満切捨て)を支給。  
**上限は30万円**の補助となります。

- ②6次産業化商品を販売するための市内イベント出店費  
イベント出店につき**1万円**の補助となります。

※ただし、各項目、年度内に1回限りの補助で、補助対象者として該当しなくなった場合は補助金の一部又は全額を返済していただくことがあります。

## 補助金を受けるには



- ①事業実施前に交付申請書を市に提出してください。審査の結果、適正であると認められた場合、補助金の交付を受けることができます。
- ②交付決定後、実績報告書を市に提出してください。審査の結果、適正であると認められた場合、交付確定となり補助金が支払われます。



お問い合わせ先 伊東市産業課農林水産係

TEL 0557-32-1733

